

## 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

### 評価実施機関名

新宿区長

### 公表日

平成27年6月29日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>・高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)等の規定に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、保険料の徴収及び収納管理、医療給付等に関する申請・届出の受付等を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被保険者に係る申請・届出の受付</li> <li>2 被保険者証、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請の受付・引渡し並びに返還の受付</li> <li>3 医療給付等に関する申請・届出の受付、証明書の引渡し</li> <li>4 葬祭費支給に関する申請・届出の受付</li> <li>5 保険料の徴収</li> </ol>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 後期高齢者医療システム</li> <li>2. 東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システム</li> <li>3. 団体内統合宛名等システム</li> <li>4. ホスト連携データベースシステム</li> </ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)後期高齢者医療情報ファイル (2)保険料収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一 第59項 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表区長の項事務の欄第7号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施しない ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部 高齢者医療担当課
②所属長	高齢者医療担当課長 米山 亨
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康部 高齢者医療担当課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>新宿区 健康部 高齢者医療担当課</p> <p>〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1丁目4番1号</p> <p>電話番号 03(3209)1111 内線4231</p>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

